

## スパイロメータ貸出要領

### 1 目的

この要領は、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度向上を図るとともに、計測結果をもとに禁煙支援や受診勧奨を行うことを目的に、徳島県保健福祉部健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）が保有するスパイロメータ（以下「機器」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

### 2 貸出物品

スパイロメータ（品番：22200BZX00146000）

### 3 貸出対象

- (1) 県内の市町村，保険者等，健康づくり課が適当と認める者とする。
- (2) 正しく普及することを目的とするため，医療従事者が同席する場合に貸出しを認める。

### 4 貸出期間

原則として2週間以内とし，使用後は速やかに返却することとする。  
ただし，貸出者が必要と認めるときは，この限りでない。

### 5 貸出手続

- (1) 借受けを希望する者（以下「利用者」という。）は，健康づくり課に電話等で貸出しの可否を確認の上，「利用申請書」（様式1）を提出するものとする。
- (2) 健康づくり課は，前項による申請が適当と認められるときは，利用者に対して機器を貸出すこととし，「利用承認書」（様式2）を発行する。
- (3) 利用者は，機器を健康づくり課から直接受け取り，直接返却することを原則とする。また，利用者は，機器を返却する際に，「返却書兼利用報告書」（様式3）を提出するものとする。

### 6 貸出費用

無料とする。ただし，機器の使用に伴う消耗品（肺機能検査用フィルタ 品番：22200BZX00793000）は，利用者が負担する。

### 7 管理責任，協力事項等

- (1) 利用者は，機器を常に良好な状態で使用することとし，他に譲渡してはならない。
- (2) 利用者は，機器の使用及び使用後の手入れについて，機器の取扱説明書及び健康づくり課の指示により取り扱うこととする。
- (3) 利用者は，使用，運搬，保管中等の故意又は重大な過失により，機器を滅失し，又はき損した場合には，機器の補充，修繕等にかかる費用を負担しなければならない。
- (4) 利用者は，COPDに関するアンケートに可能な限り協力することとする。

### 附則

この要領は，令和元年12月9日から施行する。

この要領は，令和3年4月1日から施行する。